

2020年7月31日

当社子会社における労働安全衛生法に基づく是正勧告とその対応について

当社子会社であるアイプロスペクト・ジャパン株式会社（以下、アイプロスペクトJ社）は、この度、中央労働基準監督署から、労働安全衛生法第12条（安衛令第4条）に基づき、常時50人以上の労働者を使用しているにも関わらず、衛生管理者を選任していなかったことにつき、本年8月末までに是正するよう勧告（7月15日付）を受けました。

これはアイプロスペクトJ社において、前任の衛生管理者が2020年3月末に自己都合退職した後、後任を再選任できていなかったことによるものです。

当社は衛生管理に関する重要性に鑑み、この事態を重く受け止め、アイプロスペクトJ社に対して速やかにこの状況を是正するよう指示いたしました。アイプロスペクトJ社では速やかに衛生管理者を選任し適正に対応いたします。

当社は、当グループの他の社においても、労働関連法規等の違反が起きないように、改めて確認、管理・監督の徹底を図ります。

以上

【本件に関する問合せ先】

株式会社電通グループ グループコーポレートコミュニケーションオフィス

TEL：03-6217-6601

E-mail：group-cc@dentsu-group.com

株式会社電通グループでは、新型コロナウイルス対策の一環として、現在リモートワークを実施しておりますので、同期間のお問合せは、Eメールにてお願いいたします。